

○佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 65 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、当該公の施設の名称、業務の範囲その他必要な事項を佐賀市報、佐賀市のホームページ等への掲載その他の適切な方法により公表し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。ただし、市長が公募しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請書等)

第 3 条 条例第 2 条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 条例第 2 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の定款、寄附行為若しくは規約又はこれらに類する書類
- (2) 団体の活動実績及び事業の収支を説明する書類
- (3) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (4) 課税されている団体にあっては、市長が必要とする納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定管理者を指定するために必要な書類

(指定管理者の指定)

第 4 条 市長は、条例第 3 条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定決定書(様式第 2 号)を当該指定管理者に交付する。

2 前項に規定する場合において、市長は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。条例第 6 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 市長は、第 1 項の規定により指定管理者指定決定書を交付したときは、指定管理者による管理運営が開始されるまでに、当該管理運営に関し当該指定管理者と協定を締結するものとする。

(平 17 規則 229・一部改正)

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成15年佐賀市規則第41号)の規定によりなされた手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月19日規則第229号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)佐賀市長

申請者 住所
団体名称
代表者名 印
電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

2 添付書類

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

指定管理者指定決定書

佐賀市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、公の施設の指定管理者として次のとおり貴団体を指定します。

1 公の施設の名称

2 指定管理者として指定する期間

3 その他